

北大総長解任事件札幌地裁判決について

2024（令和6）年3月13日

北大総長解任処分取消等請求訴訟弁護団

1 本日、札幌地方裁判所民事2部（右田晃一裁判長）は、文部科学大臣（以下「文科大臣」という）が2020（令和2）年6月30日付で行った名和豊春北海道大学総長（以下、「名和氏」という）を解任した処分について、名和氏が、文科大臣の解任処分の取り消しと、同大臣と北海道大学（以下「北大」という）の解任処分によって受けた損害の賠償（報酬相当額、慰謝料、弁護士費用）を求めた裁判について、原告敗訴の不当判決を言い渡した。

2 名和氏の解任は異常な手続きで行われた。総長選考会議の調査委員会が名和氏への事情聴取を行うと約束していたのに行わず、弁明権行使のため調査委員会の調査資料を名和氏が閲覧することを禁止し、総長選考会議は会議の開催自体を秘密にし北大教職員は何も知らされなかった。解任後に個人情報開示請求を行うと、北大は非開示処分を連発し、名和氏は3回にわたり訴訟を提起し、いずれも北大の非開示処分の違法性を事実上認めさせている。

本件訴訟も異常な審理が行われた。解任事由である「総長たるに適しないと認められる時」の解釈基準や調査と審理の適正について、総長選考会議議長、調査委員会委員長、職務代理理事などを尋問することは必須と思われたが、裁判所は名和氏と弁護団の強い要求にもかかわらず全て排除し、通常設けられる結審弁論の期日を設けさせず、本日の判決指定を強行した。

3 こうして、本判決は、名和氏が関与したとする28件の非違行為全てについて、文科大臣及び北大の事実認定及び評価は正当であると認定し、解任には裁量権の逸脱・濫用がないとして、文科大臣及び北大の主張をほぼ丸ごと認めた。

その非違行為自体の認定については、いずれも北大の調査報告書や北大側証人の証言を一方的に信用し、名和氏の供述は裏付ける証拠がないとしていずれも信用できないと判断するなど、証拠に基づかない不合理、非常識な事実認定が顕著であり、杜撰な判決理由であると言わざるをえない。

4 本件事案は、2004年に法人化後初めて総長解任事件であり、法人化後の大学の自治の内容、総長解任手続の適正（弁明権の保障）、総長解任シナリオの作成者は誰か、などが問われた重要事件だった。しかるに、裁判所はこれらに対する問題意識、追求姿勢が見られなかった。

本件は、相次ぐ国立大学法人法等の改正による「大学の自治」破壊、「学問の自由」侵害の流れの一環であり、我々は引き続き、全国の大学関係者とともにたたかいを続けるものである。

以上